

行列行進集団示威運動に関する条例の施行規則

昭和30年6月24日

宮城県公安委員会規則第3号

昭和24年宮城県条例第47号行列行進集団示威運動に関する条例第8条に基づき行列行進集団示威運動に関する条例の施行規則を次のように定める。

行列行進集団示威運動に関する条例の施行規則

(通則)

第1条 昭和24年宮城県条例第47号行列行進集団示威運動に関する条例(以下「条例」という。)の施行については、この規則の定めるところによる。

(申請書の提出)

第2条 条例第2条の規定による申請書は、様式第1号により所轄警察署長を経由して3部提出するものとする。

2 警察署長が前項の申請書を受理したときは、公安委員会がこれを受理したものとする。

(許可又は不許可の手続)

第3条 条例第4条第1項により許可したときは、許可証(様式第2号)に申請書の1通を添付し、許可しないときは通知書(様式第3号)を申請人またはその代理人に交付する。

(権限の委任)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、県警察本部長が定める。

附 則

この規則は、昭和30年7月1日から施行する。

附 則(平成14年10月25日公安委員会規則第14号)

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則(平成29年1月20日公安委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月30日公安委員会規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

行列行進集団示威運動許可申請書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

申請者
(主催者)

次のとおり、行列行進集団示威運動を実施したいので、行列行進集団示威運動に関する条例第2条の規定により申請します。

1 主催者の住所、職業、氏名及び生年月日 (主催者が団体のときは、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の住所、氏名及び生年月日)	
2 実施日時	自 年 月 日 () 時 分から (デモ出発予定時間 時 分頃) 至 年 月 日 () 時 分まで
3 行進又は示威運動の目的及び種類	
4 集会、行進、示威運動の場所及び順路並びにその略図	
5 参加団体名及びその代表者の氏名並びに各団体別の参加予定人員及び使用車両数	
6 現場責任者の住所及び氏名	

--

様式第2号（第3条関係）

宮城県公安委員会指令第 _____ 号
許 可 証
住 所 _____
氏 名 _____
年 月 日生 _____
年 月 日付けで申請のあった行列行進集団示威運動については、
行列行進集団示威運動に関する条例第4条の規定により次の条件を付して許可する。

許 可 条 件

年 月 日

宮 城 県 公 安 委 員 会 

第 _____ 号
道路交通法第77条の規定により次の条件を付して許可する。

許 可 条 件

年 月 日

警 察 署 長 

第1 行列行進集団示威運動に関する条例に基づく処分に対する不服申立て

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第2 道路交通法第77条の規定に基づく処分に対する不服申立て

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

宮城県公安委員会指令第 号

通 知 書

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった行列行進集団示威運動については、

許可しないことに決定したから通知する。

年 月 日

宮 城 県 公 安 委 員 会 

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。